

六、効率時間制の適用に關しては、政府は、海運の現状に鑑み、特に深甚の考慮を拂う如く措置することを要望す。

〔申川重春君登壇〕

○中川重春君　たゞいま議題と相なりました船員法を改正する法律案の委員會におきまする、審議の經過並びに結果の概要について御報告申し上げます。

本案は、新憲法の精神に副う海上労働者の労働基準法たる性格を有するとともに、また終戦後新事態の要求に即應して、船内秩序に關する廣汎なる改正を目途とするものでありまして、委員會におきましては、その重要性に鑑み、慎重に審議を重ねたのであります。すなわち去る十五日、まず運輸大臣より提案理由の説明を聽取いたしました後、直ちに同日質疑に入り、十五、十七及び十八の三日間にわたりまして、中村嘉壽君、米瀬亮君、馬越晃君、布利秋君及び岡田勢一君等の各委員と、政府官局との間に、熱心かつ適切なる質疑應答が交されたのであります。

その内容は、法案自體に關するものと、海運政策一般に關するものとにわかつたことができる所以あります。が、まず法案自體に關しましては、第一に本法案においては、労働時間制の適用を受ける船舶の範圍は、國際労働條約の規定する範圍よりも廣く、有給休暇の期間は、同じく國際條約の規定する日数よりもかに長くなつておる、このように條約以上の労働保護を與えることは、敗戦下の海運企業に莫大なる経費の負擔を背負わせることと

なり、わが國海運の再建を阻むものではないかとの質疑に對しまして、政府は、本法案程度の範圍に及ばなければ、船舶運航範囲の現状から見て、その意義はほとんどなく、また休暇日數も、一年について二十五日程度は、現在船員の既得の権利となつており、海上労働の特殊性から見ても當然であり、他方これらの保護規定による船員費の増加は、さほど大きな影響を海運界に及ぼすものではなくして、むしろこれら規定の實施により、船員の勤務意欲を向上し、運航能率を上げ、かつ從來わが國のこうむつておるところのいわゆるソーシャル・ダンピング汚名を拂拭して、國際海運界に再登場することが許されるならば、この改正案の施行によつて、わが海運再建への一步を踏み出すことができるものであると考える旨の答辯があつたのです。

り、海上労働の特異性及びに國際労働會議における經緯等から考へて、船員の事項ときわめて密接な關係を有する事柄であるので、労働省設置の際には、この點を十分勘案して善處いたしたいと考えて、詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。

十八日、質疑を終了いたしましたので、二十日本案を討論に付したのであります。が、質疑の全般を通じて委員會の雰圍氣を回顧いたしまするに、海上労働者に對する重厚な保護規定、その他民主的に改竄せられた秩序維持の諸規定に對しまして、その成果を期待するとともに、また一面満身に受けました創痍が未だいえやらぬわが國海運界に及ぼす影響を慮り、本案實施の際に、は、船員團體の特殊性と、海洋生活の實情に即して、健全明朗な考慮をめぐらし、有効適切なる活用を要望する聲が切實であつたのであります。後に朗讀をいたします各派の共同提案になる六箇條の附帶決議も、また主としてこの要望によるものと御諒承願いたいのでございます。

次に討論におましましては、日本自由黨を代表いたしまして三浦虎之助君、日本進歩黨を代表して馬越晃君、日本社會黨を代表して米澤滿亮君、及び國民協同黨を代表して岡田勢一君の諸君より、附帶決議を附し原案に賛成の旨

の發言があつたのであります。次いで
採決の結果、本案は附帶決議を附し、
原案の通り可決いたしました次第でござ
ります。

最後にその附帶決議を朗讀いたしま
す。

附帶決議

一、海難に對する海事審判は、懲戒
主義よりも事故防止主義に則るべき
ものであるが故に、これが裁判
は、船舶運航の特性を考慮し事實
審理を特に重視する必要あるに鑑
み、地方及び高等の海員審判所に
おいて審理せられたる事件の上告
はこれを最高裁判所の管轄とせら
れんことを要望す。

二、現行船員保險法の内容及び業務
の運営は、海運及び船員の實情に
即せざる憾み少からざるに鑑み、
政府は、失業年金乃至手當金を含
む改正案を速やかに提案することと
もに、船員保險事務については、
船員行政機關の管掌に移し、圓滑
なる遂行を期するよう考慮すべき
ことを要望す。

三、船員法改正の實施に當りては、
新憲法の精神に則り海上勞働保護
を圖ると共に航海の安全及び規律
維持の確立を期し、勞資協力して
海運の再建に盡すことを要望す。

四、船舶の航行中における爭議行為
は人命または船舶に危険を及ぼす
虞大なるに鑑み、航海の安全保持
については特に遺憾なきを期する
ことを要望す。

五、航海安全保持のため、船長の命
令權はあくまでこれを確保する必
要あるに鑑み、船長の懲戒權は獨

詩經

一、海難に對する海事審判は、敵戒主義よりも事故防止主義に則るべきものであるが故に、これが裁判は、船舶運航の特性を考慮し事實審理を特に重視する必要あるに鑑み、地方及び高等の海員審判所において審理せられたる事件の上告はこれを最高裁判所の管轄とせらるべきことを要望す。

二、現行船員保険法の内容及び業務の運営は、海運及び船員の實情に即せざる感み少からざるに鑑み、

政府は、失業年金乃至手當金を含む改正案を速やかに提案することも、船員保険事務については、船員行政機關の管掌に移し、圓滑なる遂行を期するよう考慮すべきことを要望す。

新憲法の精神に則り海上労働保護を圖ると共に航海の安全及び規律維持の確立を期し、勞資協力して海運の再建に盡すことを要望す。

虞大なるに鑑み、航海の安全保持については特に遺憾なきを期することを要望す。

第十九條中「又ハ第十五條ノ一」を削る。

第二十二條に次の三項を加え
る。

政府ガ保険者ナル場合ニ於ケル
保険事業ノ運営ニ關スル重要事項

ク
ヲ審議スル爲健康保險委員會ヲ置

健康保険委員會ノ委員ハ被保險者ヲ代表スル者、事業主ヲ代表ス

ル者及公益ヲ代表スル者ニ付主務大臣各同數ヲ委嘱ス

前二項ニ規定スルモノノ外健康
保險委員會ニ關シ必要ナル事項ハ

勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項」を削る。

員」に改める。

於テハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除
クノ外主務大臣ノ定ムル所ニ依リ
一部負擔金ヲ支拂バノニ付

一部負擔金ヲ支拂フベシ」を背り同條に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ保険者ハ懲罰
ノ定ムル所ニ依リ給付ヲ受クル者

テシテ一音負擔金ヲ支拂ハシムル
コトヲ得

ノ日ヨリ起算ノ第四日ヨリ勞務ニ
務ニ服スルコト能ハザルトキハ其

日三回起算三箇四日三回勞務
服スルコト能ハザリシ期間傷病手
當金トシテ一日ニ付報酬日額ノ百

ス
分ノ六十二相當スル金額ヲ支給

第四十七條 傷病手當金ノ支給期間
ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ

発シタル疾病ニ關シテハ其ノ支給ヲ始メタル日ヨリ起算シ六月ヲ以

テ限度トス
主務大臣ノ指定タル疾病ニ關シテ
保険者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前
ノ期間ヲ超エ繼續シテ傷病手當金
支給ヲ爲スモノトス
第四十九條第一項但書を次のよう
改める。
但シ其ノ金額ガ勅令ヲ以テ定ムル
額ニ満タザルトキハ勅令ヲ以テ定ム
額ヲ支給ス
第六十一條中「若ハ」を「又ハ」に改
ム、「又ハ故意ニ危害豫防ニ關スル
務上ノ監督者ノ指揮ニ從ハザルニ
リ」を削る。
第六十二條第一項中第一号を削
ム、第二号を第一号とし、以下順次
第七十二條中「第十五條ノ二又ハ」
号づつ繰上げる。
第七十四條第一項中「第十五條ノ
又ハ」を削る。
第八十條中「地方社會保險審査會
」を「保險審査官ノ」に、「中央社
會保險審査會」を「社會保險審査
會」に「通常裁判所」を「裁判所」に改
る。
八十條ノ二 保險審査官ハ必要
アリト認ムルトキハ保險給付ノ決
定ニ關シ職權ヲ以テ之ヲ審査スル
コトヲ得
保險審査官審査ノ爲必要アリト認ム
ルトキハ保險給付ノ決定ヲ爲シタ
シメ若ハ出頭ヲ命ジ又ハ醫師ニ診
斷若ハ検査ヲ爲サシムルコトヲ得
第八十二條中「中央社會保險審査

會を「社會保險審査會」に改める。
第八十三條 社會保險審査會ノ委員
ハ被保險者ヲ代表スル者、事業主
ニ付主務大臣各同數ヲ委嘱ス
第八十三條ノ二 本章ニ規定スルモ
ノノ外保險審査官及社會保險審査
會ニ關シ必要ナル事項バ、勅令ヲ
以テ之ヲ定ム
第八十六條 「三十日」を「六十日」
に改める。
第八十七條 「當該官吏」を「當該
官吏吏員」に、「五百圓」を「五千圓」
に、「三百圓」を「事業主ニ在リテハ
一萬圓、事業主以外ノ者ニシテ保險
給付ヲ受クベキモノ其ノ他ノ關係者
ニ在リテハ五千圓」に改め、「又ハ科
料」を削る。
第八十八條 「百圓」を「一萬圓」に
改める。
第八十八條ノ二 第八十條ノ二ノ規
定ニ依ル保險審査官ノ請求アリ
タル場合ニ於テ正當ノ理由ナク
シテ報告ヲ爲サズ、虛偽ノ報告ヲ
爲シ若ハ出頭セズ又ハ醫師ノ診斷
ヲ拒ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金
ニ處ス
第九十條 第一項及び第二項中「百
圓」を「五千圓」に改める。
第九十一條 法人ノ代表者又ハ法人
從業者ガ其ノ法人又ハ法人ノ業務ニ
關シテ第八十七條第三項若ハ第四
項、第八十八條又ハ第八十八條ノ
二ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行
爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人
ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス
第九十二條 及び第九十三條を削
る。

のようすに改正する。
第一條中「脱退又ハ婚姻」を「
ハ脱退」に改める。
第二條に次の三項を加える。
厚生年金保険事業ノ運営ニ關
ル重要事項ヲ審議スル爲厚生
年金保険委員會ヲ置ク
厚生年金保険委員會ノ委員ハ
保険者ヲ代表スル者、事業主
代表スル者及公益ヲ代表スル
ニ付主務大臣各同數ヲ委嘱スル
前二項ニ規定スルモノノ外厚
生年金保険委員會ニ關シ必要ナ
事項ハ勅令ヲ以て之ヲ定ム
第五條中「結婚手當金又ハ第
十二條ノ二ノ規定ニ依ル一時金
を削り、「一年」を「二年」に、「第
十八條乃至第三十九條ノ二」を「
三十八條、第三十九條」に改める。
第八條及び第九條中「行政官廳」
を「行政廳」に改める。
第十條中「行政官廳」を「行政廳」
に、「當該官吏」を「當該官吏更昌
に改める。
第十一條中「行政官廳」を「行
廳」に、「東京都」ノ存スル區
ニ於テハ「東京都」を「東京都」
區ノ存スル區域ニ於テハ區」に
め、「當該市町村」の下に「東京
ノ區ノ存スル區域ニ於テハ區」
加える。
第十四條中「東京都、北海道
府縣」を「都道府縣」に改める
第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當ス
事業所ニ使用セラル者ハ厚生
年金保険ノ被保険者トス但シ船員
險ノ被保険者及勅令ヲ以て指定
ル者ハ此ノ限ニ在ラズ
左ニ掲タル事業ノ事業所ニ

テ常時五人以上ノ從業員ヲ有ス
ルモノ
(イ) 物ノ製造、加工、運送、貯蔵、
包装、修理又ハ解體ノ事業
(ロ) 鑛物ノ探査又ハ採取
業
(ハ) 電氣又ハ動力ノ發生
導又ハ供給ノ事業
(ニ) 貨物又ハ旅客ノ運送
業
(ホ) 貨物積卸ノ事業
(ニ) 燃却、清掃又ハ屠殺
業
(ト) 物ノ販賣ノ事業
(チ) 金融又ハ保険ノ事業
(リ) 物ノ保管又ハ貯貨
(ヌ) 媒介周旋ノ事業
(ル) 集金、案内又ハ廣告
業

(ル) ルモノ
 (イ) 物ノ製造、加工、選別、
 包裝、修理又ハ解體ノ事業
 (ロ) 鑛物ノ探査又ハ採取ノ事業
 (ハ) 電氣又ハ動力ノ發生、傳
 導又ハ供給ノ事業
 (ニ) 貨物又ハ旅客ノ運送ノ事
 業
 (ホ) 貨物積卸ノ事業
 (ヘ) 燃却、清掃又ハ屠殺ノ事
 業
 (ト) 物ノ販賣ノ事業
 (チ) 金融又ハ保險ノ事業
 (リ) 物ノ保管又ハ賃貸ノ事業
 (ヌ) 媒介周旋ノ事業
 (ル) 集金、案内又ハ廣告ノ事
 業

二 法人ノ事務所ニシテ常時五人
 以上ノ從業員ヲ使用スルモノ

第十六條ノ二第一項中「地方長官
 (東京都ニ在リテハ警視總監)以
 下同ジ」を「行政廳」に改める。

第十七條、第二十條ノ二及び第
 二十一條中「地方長官」を「行政廳」
 に改める。

第二十四條第三項但書を次のように改める。

但シ脱手當金ノ支給ヲ受ケタ
 ルトキハ其ノ計算ノ基礎ト爲リタ
 ル期間ハ之ヲ合算セズ
 第二十五條但書を次のように改
 める。

但シ坑内夫タル被保險者トシテ
 使用セラレタル實期間ニ付同條ノ
 規定ニ依リ計算シタル期間ガ十五
 年ヲ超ユル場合ニ於テハ十五年ヲ

るところいたしましたのであります。従つてこの改正の結果、健康保険においては、業務外の事故に對してのみ給付をなすこととなり、厚生年金保険においては、業務外の事故に對し給付をするのほか、業務上の事故につきましても、場合により、労働者災害補償保険からの給付を受ける一定期間を経過した後給付をすることとなるのであります。

日程第六、地方競馬法の一部を改正する法律案の第一讀會を開きます。提案者の趣旨辯明を許します。提案者小川原政信君。

第六 地方競馬法の一部を改正する法律案（小川原政信君外五名提出） 第一讀會

が國の現状並びに將來を熟慮いたしましたのに、食糧の增收、また被服の増産、體位の向上は緊急の要務であると深く信じます。現在遂行いたしております全国五百五十萬町歩を開發いたしましても、馬百四十萬頭、牛數十萬頭を導入せねばならぬ状態であります。昨年七萬五千町歩を開發いたしましたが、牛馬が不足ありまして、五萬町歩をそのままにいたして、入植ができる

地方競馬法の一部を次のように改正する。

第三條中「この法律により競馬を行ふを第一條第一項に規定する馬事關體の行ふ競馬の」に改め、左の如きを加える。

但し、主務大臣は、馬事の振興を圖るため必要ありと認めるときは、北海道六箇所以内、都府縣各二箇所以内とすることができる。

附 則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔小川原政信君登壇〕

部を改正する法律案を提出いたしました。につきまして、そのおもなる點を申上げたいと存じます。

第三條中「この法律により競馬を行ふ」を、「第一條第一項に規定する馬事

の行う競馬」と改めるのであり、これに對しまして但書をつけた
と思うのであります。「但し、主務

大臣は、馬事の振興を圖るため必要と

と認めるときは、北海道六箇所以

都府縣各二箇所以內とする事

8 / MARCH 2001

かで見る。」からみて、この二種類

簡単にその理由を申し述べます。

第八條 昭和十九年一月一日以後昭和二十年八月三十一日までに至るまでの期間において、厚生年金保険法の坑内夫であつた被保險者の、その期間における被保險者であつた期間の加算及びこれにより増加する保険給付に要する費用の國庫の負担については、なお從前の例による。

十五條又は昭和十九年法律第一二十一号附則第七條の規定の適用を受けた者に對して、厚生年金保険法を適用するについて、勅令をも

つて、別段の定をなすことができない。

〔政府委員小笠原八十美君登壇〕
政府委員(小笠原八十美君)　たゞい
議題となりました健康保険法の一部
改正する等の法律案について、その
趣旨と相続税申込上げます。

の理由を御説明申し上げます。
般労働基準法の制定に伴いまし
た労働者災害補償保険制度が創設せ
ました關係上、從來の健康保険法

この厚生年金保険法における被労働者の賃労働上の災害に對する給付を、労働者賃被労働保険制度に移す必要が生じましたので、これに伴う所要の改正をす

官報號外

とができない、まことに哀れな姿になつておりまして、遺憾の上ないことであります。

認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和二十年度第一豫備金支出の件外

七件の承諾を求める件を議題といたしました。大蔵政務次官北村徳太郎君。

昭和二十一年度第一豫算

金支出の件

昭和二十一年度緊急対策費第一豫備金支出の件

昭和二十年度特別會計
第一豫備金支出の件

第一預備金支出の件
昭和二十年度特別會計

豫備費支出の件
昭和二十一年度第一豫

備金支出の件

臨時軍事費特別會計豫備費支出の件

臨時軍事費特別會計豫 請費不報直呈（文書）

件七件につき、大體の御説明をいたします。

昭和二十年度一般會計第一豫備金の 取扱い

豫算額は二億圓でありまして、會計規則等戰時特例第三十二條の二によりま

して、その全額を豫算超過支出に充當

いたしました。しかしてその充當しました重要な事項は、義務教育費國庫負擔金、警察費連帶支辨金、臨時家族手當、教員臨時家族手當補助、勤続手當等であります。

次に、昭和二十年度の一般會計緊急對策費第一豫備金の豫算額は二十億圓でありまして、うち、會計規則等戰時特例第三十二條の二によつて補充いたしました金額は、十八億三千九百餘萬圓であります。今その重要な事項を申し述べますれば、戰時災害保護に関する經費、歸還輸送に要する經費、損害保険中央會補助及び生命保險會社損失補償に要する經費、簡易住宅建設及び罹災上下水道應急復舊に要する經費、横穴式防空地下施設費補助に要する經費、戦災者その他農對策に要する經費等であります。

次に、昭和二十年度において、その第一豫備金より豫算超過支出をいたしました特別會計は、造幣局、印刷局、專賣局、金資金、大藏省預金部、通信事業、簡易生命保險及び郵便年金、厚生保險、勞働者灾害扶助責任保険、食糧管理、薪炭需給調節、農業家畜再保險、森林火災保險、漁船再保險、燃料局の十五特別會計であります。なお朝鮮總督府、朝鮮食糧管理、朝鮮飼育生命保險及び郵便年金、臺灣總督府、臺漫食糧管理、樺太廳、南洋廳、關東局の各外地關係の特別會計におきましては、終戰に伴つて第一豫備金または豫備費の支出はもとより、一般經理の状況を明らかにすることが困難の状況となりましたので、その事後承諾案も提出してあります。當該特別會計の昭和二十年度歲入歲出決算とともに、當

分の間その提出を延期したと考えます。

次に、昭和二十一年度において、その豫備費から豫算超過支出をいたしました特別會計は、食糧管理、帝國鐵道の二特別會計であります。

次に、昭和二十一年度一般會計改定豫算における當初の第三豫備金豫算額は、六億圓でありますたが、右は今期算外として昭和二十一年十月二十一日より、同年十一月二十二日に至る間に於いて、四億五千七百餘萬圓を支出しております。しかして右に於いて、豫算外として昭和二十一年十月二十一日より、同年十一月二十二日に至る間に於いて、四億五千七百餘萬圓を支出いたしました。その重要な事項は、臨時防護策諸費、大藏本省分室用建物その他買收費、石炭増產對策諸費、國產原油價格調整補給金、臨時勤労對策諸費、小額紙幣製造費補足、人口動態調查改善諸費等であります。

次に、昭和二十一年度において、その豫備費支出及び豫備費外豫算超過支出の事後承諾を求める件について御説明申し上げます。臨時軍事費特別會計は、御承知のごとく昭和十二年法律第八十五號をもつて設置され、戰爭の終局までを一會計年度といたしまして、特別に整理されてまいりましたところ、昭和二十一年勅令第百十號によりまして、昭和二十一年二月二十八日をもつて終結されましたので、あります。

が、その間臨時軍事費特別會計設置當

た額を加え、その豫算總額は二千二百十九億餘圓に達しましたが、そのうち豫備費豫算額は五百十億八千萬圓でありました。此の豫備費から補充いたしました額は、昭和十二年十月三十日より昭和二十一年十二月一日までの間におりまして、三十二回にわたり、三百四十五億二千百餘萬圓であります。いずれも戦局の推移に伴つて、臨時軍事費の支出が多く、その豫算に不足を生じたためであります。

次に、臨時軍事費特別會計におきまして、その歳入金をもつて豫備費外豫算超過支出をいたしました額は、昭和十六年十一月一日及び同五日の二回にわたり、一億九千三百四十餘萬圓であります。これまたいづれも戦局の推移に伴いまして、臨時軍事費の支出が多く、その豫算に不足を生じたためであります。

以上をもつて、昭和二十年度第一豫備金支出の件ほか七件畢後承諾を求める件の説明をいたします。何とぞ御審議の上、速やかに御承諾あらんことを希望いたします。

○副議長(井上知治君) 各件は一括して、付託すべき委員の選舉についてお詫びいたします。

○山口喜久一郎君 各件は一括して、政府提出昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案委員に併せ付託せられることを望みます。

○副議長(井上知治君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

認めます。よつて動議のごとく決しました。

○山口喜久一郎君 この際暫時休憩せられることを認みます。

○副議長(井上知治君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よつて 費時 休憩いたします。

午後三時二十一分休憩

午後六時三十八分開議

○議長(山崎猛君) 休憩前に引續き會議を開きます。明二十三日は午後一時より本會議を開きます。議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散会いたします。(拍手)

午後六時三十九分散會

定價一部七十錢

發行所
東京新宿區町谷本村町
電話九一九〇三一五三一
圖書課